

東久留米市地域自立支援協議会

ニュースレター 第4号

発行日 平成28年3月10日

東久留米市では、心身に障害を持つ方への施策について、市民に参加して頂き考えていく場として、平成24年10月に「東久留米市地域自立支援協議会」を設けました。このニュースレターは、協議会で話し合われた内容について、広く市民にお知らせする目的で発行するものです。第4号では、障害者差別解消法と各委員の感想等について、まとめました。



自立支援協議会とは

障害のある方へ介護や医療サービスをはじめ様々な公的サービスを行うために定めた「障害者総合支援法」と呼ばれる法律があります。その中に、市町村は「協議会」を設けて、その地域における障害者への支援体制についての課題を整理し、支援を行う側の協力関係を強め、地域の実情にあったサービスが行えるように協議をする、ということが盛り込まれています。また、その協議会には、実際に障害のある方とそのご家族にもなるべく参加していただくようにと書かれています。

そのことを受けて、市では「地域自立支援協議会」についての決まりを作りました。そして、協議会では、(1) 障害のある方から相談を受けた時に適切に対応するためにはどうしたら良いか、(2) サービスを行う側の連携を高めるためにどうしたら良いか、(3) この地域で不足しているサービスにはどのようなものがあるか、(4) 様々なサービスの量的な目標を定める「障害福祉計画」をどのように立てるか、などについて話し合っていくことにしました。協議会委員は、16名(平成28年2月1日現在)で運営しております。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律「障害者差別解消法」が4月1日から実施されます

副会長 磯部 光孝

今、東久留米市にも多くの障害のある人たちが暮らしています。「障害」といっても体が不自由な人、耳が聴こえない人、目が見えない人、言葉が喋れない人など、一人一人が持っている障害は様々です。こうした障害を持った人達が社会で暮らすためには、同じ市民

である皆さんの理解と協力が必要です。障害のある人は、障害があるから暮らしにくいのではなく、今の社会の仕組みが障害のある人に配慮されていないため暮らしにくいのです。その解決には、社会的障壁の除去やアドボカシー、市民による援助活動が有効です。

そこで、今回の「障害者差別解消法」が実施されることをきっかけに、多くの市民の方々に理解していただき、障害があっても住んだり、働いたり、遊んだりできる環境や仲間を作っていくことができるよう、地域自立支援協議会は行政と一緒に取り組んでいきたいと考えています。

この障害のある人たちへのとりくみによって、多くの市民によって住みやすい地域づくりとなっていくと信じています。

参考に、以下で「障害者差別解消法リーフレット(内閣府発行)」を掲載いたします。



障害者差別解消法 とは

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

概要

この法律では、主に次のことを定めています。

- ①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明*があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的配慮(以下では「合理的配慮」と呼びます。)を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

*知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

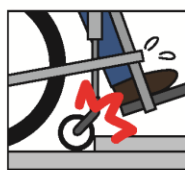


社会的障壁とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ②制度(利用しにくい制度など)
- ③慣行(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④観念(障害のある方への偏見など)

などがあげられます。



例 街なかの段差
3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。



例 書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



例 ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

本法のポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害者差別解消法 Q & A

Q 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することなどが挙げられます。

Q 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？

A 個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にはしていません。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。

Q 民間事業者による取組がきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？

A 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。

この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障害を理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。

基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために作成するものであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるものです。

また、「対応要領」・「対応指針」は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるものであり、当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示すものです。

相談や紛争解決の仕組みについて

障害のある方からの相談や紛争解決に関しては、すでに、その内容に応じて、例えば行政相談委員による行政相談やあせん、法務局・地方法務局・人権擁護委員による人権相談や人権侵害事件としての調査救済といった、さまざまな制度により対応しています。この法律では、すでにある機関の活用などにより、その体制の整備を図ることにしています。

障害者差別解消法 Q & A

Q 行政機関が「不当な差別的取扱い」を行ったり「合理的配慮」を行わないときの相談窓口はどこですか？

A その行政機関の苦情相談等窓口等にお申し出ください。

行政機関の職員の対応に問題がある場合などは、まずは、その職員が所属する行政機関の苦情相談等の窓口にお申し出ることが考えられます。そのほか、例えば、行政相談委員による行政相談や、人権に関わる相談であれば法務局や地方法務局などに相談することも考えられます。

Q 雇用における障害のある方に対する差別も、この法律の対象になるのですか？

A 雇用については、障害者雇用促進法に定めるところによります。

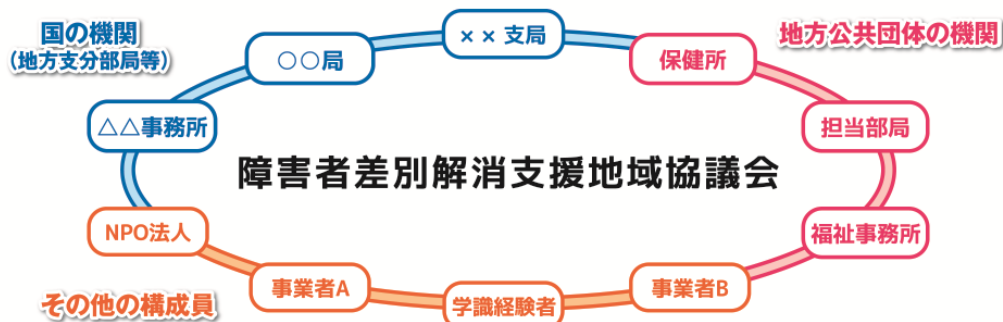
雇用の分野における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法に定めるところによります。

障害者差別解消支援地域協議会について

障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織できることにしています。

協議会が組織され、関係する機関などのネットワークが構成されることによって、いわゆる「制度の谷間」や「たらい回し」が生じることなく、地域全体として、差別の解消に向けた主体的な取組が行われることをねらいとしています。

● 組織イメージ図



内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館

代表:03-5253-2111 Fax:03-3581-0902 ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

障害者施策

検索

委員の感想

- 障害のある人の当たり前の権利が当たり前に保障される地域となることを願って、この協議会はその実現に向けてできる限り頑張ってきました。しかし、全ての市民がその実現に目を向けなければ、実質的なところはなかなか変わっていかないように思えます。市民みんなで協働と連帯を作りつつ、障害のある人もない人も、だれもが住みよい東久留米市を目指して、これからも一步一步進んでいきましょう。

奥住 秀之

- 4月から障害者差別解消法が施行されます。なかなか難しい名称なので、市民の方々には馴染めないかもしれません。わたしが所属している住みよい街づくり部会では、こうした障害福祉関係のことをわかりやすく、身近なこととして理解していただけるよう取り組んでいきたいと考えています。ぜひ多くの市民の方々に関われる部会でありたいと思います。

磯部 光孝

- 今期も当事者団体代表の一人として参加させていただくことになりました。毎回の協議事項を通し、改めて当事者同士でも知らないことがたくさんあること、また、当事者以外のお立場の方のご意見等から市民感覚を知ることができました。平成28年度より施行される「差別解消法」を含め、法の整備が進んでいると言われていますが、障がいのある方一人一人の日々の生活に思いを馳せることのできる委員でありたいと思います。

長田 菜穂美

- 私事ですが小生も高齢の為、難聴にて皆様の発言が理解できず、発言もあまり出来ませんでした。会の進め方の内容としては大変良かった様に思いました。正直言って、私の会が高齢者の集団ですので、就活とか悩み事は全く有りませんので皆さんの様に直接子供を預かって共に生活している訳ではありませんので、切実な苦労は無く意見も客観的になりますが、各委員の発言も活発に行われ、ますますの成果があったと思います。今後の進め方としては提案の内容を良く検討し、行政とも相談して方法、手法を考えて行けば良いと思います。

河野 尚孝

✚ 「障害、介護」誰でもある日突然なるかも知れない、政府は自宅介護を推奨している。自宅介護は長期化（何年になるか分からない、一人で抱え込んで段々ストレスとなる）最悪の場合、介護殺人となるかも知れない。原因は①介護サービスについて知らない②介護する側の生活力③介護者が愚痴を人々に言わない。介護を通じて一人悩み苦しんでおられる方が何時でも安心して相談できる地域に合った良い方法は何か、と感じる様に成りました。

及川 静子

✚ 昨年度の『まちづくり部会』はヘルプカード作成に終始し、市内の障害者に配布することが出来ました。今年度は災害時の避難方法と障害者差別解消法についての協議の予定でしたが、突っ込んだ話し合いがないまま時間切れとなってしまいました。来年度はこのテーマをもっと掘り下げて協議出来たらいいなと思います。

平山 征子

✚ むずかしかった。
とても おぼえられかなった。
他の人のいけんは きけてよかった。
もっとわかりやすく してもらいたいです。
1、せいかつほごの はなしがしたかった。
2、ねんきんのはなしも したかった。
3、もっとわかりやすく はなしができたらよかった。
4、しえんしゃのいないときは わからなくてこまった。

小田島 栄一

✚ 地域で暮らす方々は、障害の状況も生活の仕方もニーズも本当にさまざまです。暮らしの問題、就労など、必要とする支援は個別性が高いのに、利用できるサービスはととても限られています。

今後の自立支援協議会として、既存のサービスでは充足出来ないニーズにどのように対応すべきか、新たに創りだすものは何かなど、一步踏み込んだ取り組みが必要と思います。

水谷 貞子

- 今年度、初めて自立支援協議会に出席させて頂き、主に、第3期障害福祉計画の評価をするなかで、数字だけでは見えてこない地域の状況などを知ることが出来ました。地域の中で、障害を持つ方々が安心して暮らせるように、ひとりの人が成長し歳老いていくまで、つまり児童福祉法から障害者総合支援法へ、またさらに介護保険法へのサービスへと移り変わっていくときに、よりスムーズに支援が受けられると良いと感じています。

馬場 さとみ

- 委員会の中のひとりの委員として協調性を持って関わること、自分が関わっている領域（精神障害分野）の状況に応じた意見を出すこと、元来持っている自分の考えを出すこと、についてバランスを取って行く事が重要だと思いました。その中で自分に何ができるのか。現在作業所で担当している仕事の整理をして時間を生み出し、協議会に関わって行きたいと思います。よろしくお願い致します。

高原 聡

- 自立支援協議会委員として、第4期障害福祉計画の策定にかかわれたことは、とてもいい経験になりました。協議会として、今後は、この計画がどのように進められるかをしっかり見守っていかねばと思います。また、相談支援部会でも、関係者が連携をはかる場になり、障害のある方が地域で暮らすために、いい話し合いができる部会になることを期待します。

有馬 優子

- 今期から自立支援協議会委員として参加させていただいております。東久留米市の状況を熟知されている各委員の方々との会議に参加させていただくことは、地域の課題を共有できる大切な機会となっております。さらに「北多摩北部保健医療圏の公衆衛生を守る保健所として何をすべきか」ということ改めて考える貴重な機会と感じています。

効果的な市施策の推進のために委員の皆様と連携させていただきたいと存じます。

日高 津多子

- 地域で暮らす障害を持たれた方（そして家族）が何を望まれているのか。それを第一に考えることを念頭に協議会に出席してまいりました。

今後はさらに「(本人・家族が)現時点で足りないと感じている事=望み」ではなく、他の市区町村の取り組みやこれまでの大切な調査データから、今後の東久留米市に必要となるであろうサービスやその計画的実施について、具体的な意見を述べていく事も大切だと感じています。

吉澤 洋人

✚ 今年度から自立支援協議会に就労支援の立場で参加させていただきました。就労に関するだけでなく、色々な分野（障害福祉サービス、医療サービス等）について、委員のみなさまからの意見等をきくことができまして、一委員である私自身大変勉強になりました。今後も就労支援関係者としてできることを考え、みなさまと一緒に障害福祉の推進について努めていきたいとおもいます。

藤岡 茂樹

✚ 障害をもつ方がよりよい生活をしていく為に障害者福祉計画を作り、それを支援していくためにご家族、関係機関、サービスを行う事業者、行政の方々との話し合いが行われています。

少しは、障害者について、理解ができるようになりました。

池田 美智子

✚ 今期の自立支援協議会は、昨年度末に策定された「第4期障害福祉計画」の進捗状況の点検及び評価が主たる任務と認識しています。その中で、地域における障がい者や関係団体等の現状や課題を共有してきています。委員としてはこれらを踏まえ、計画の進行管理だけでなく推進する担い手の一人として地域に必要とされる役割を果たすべきと実感しており、これからの活動にも生かしていきたいと存じます

大櫛 昌史



第4回地域自立支援協議会（市民公開型） 平成28年2月11日

東久留米市地域自立支援協議会 委員名簿 (平成27年度)

種 別	人数	氏 名	専門部会	備 考
障害福祉に関する学識経験者	1	会長 奥住 秀之		
障害当事者又は障害者団体・家族会の代表者	5	ながた なほみ 長田 菜穂美	すみよいまちづくり	ふくふかいちよう 副部長
		こうの ひさたか 河野 尚孝	そうだんしえん 相談支援	
		おいかわ しずこ 及川 静子	すみよいまちづくり	
		ひらやま せいこ 平山 征子	すみよいまちづくり	
		おだじま せいいち 小田島 榮一	そうだんしえん 相談支援	
相談支援事業者	2	みずたに さだこ 水谷 貞子	すみよいまちづくり	
		ばば さとみ 馬場 さとみ	そうだんしえん 相談支援	
障害福祉サービス事業者	3	ふくかいちよう 副会長 いそべ みつたか 磯部 光孝	すみよいまちづくり	ぶかいちよう 部長
		たかはら さとし 高原 さとし 聡	そうだんしえん 相談支援	ぶかいちよう 部長
		ありま ゆうこ 有馬 ゆうこ 優子	そうだんしえん 相談支援	ふくふかいちよう 副部長
保健医療関係者	1	ひだか つたこ 日高 つたこ 津多子	すみよいまちづくり	
教育関係者	1	よしざわ ひろと 吉澤 ひろと 洋人	そうだんしえん 相談支援	
就労支援関係者	1	ふじおか しげき 藤岡 しげき 茂樹	そうだんしえん 相談支援	
民生児童委員の代表者	1	いけだ みちこ 池田 みちこ 美智子	すみよいまちづくり	
社会福祉協議会の代表者	1	おおし まさふみ 大櫛 まさふみ 昌史	そうだんしえん 相談支援	
ご 合 計	16			

※ 委員任期 平成26年4月1日～平成28年3月31日

■自立支援協議会の議事概要は市のホームページに掲載されています。

<http://www.city.higashikurume.lg.jp/>

トップページ>答申書・報告書・会議録など>福祉保健部 地域自立支援協議会

■編集後記■

ニューズレター第4号をお届け致します。まだまだ寒さが残っております。お風邪など引きませんようお気をつけください。

編集・発行 東久留米市地域自立支援協議会事務局

Email:shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp